

入札公告 (入札前審査型・個別事項)

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和8年1月23日

入札執行者 西豆広域行政組合
管理者 松崎町長 深澤 準弥

1-1 公告日 令和8年1月23日

1-2 入札執行者 西豆広域行政組合 管理者 松崎町長 深澤 準弥

1-3 この入札に関する事務を担当する機関

【事務担当】〒410-3515

静岡県賀茂郡西伊豆町田子2551番地

西伊豆町役場 環境課環境保全係

電話：0558-53-1408

E-mail : kankyou@town.nishiizu.lg.jp

1-4 工事内容等

(1) 入札番号 第1号

(2) 建設工事名 令和7年度 西豆新斎場建設工事

(3) 建設工事箇所 賀茂郡西伊豆町 田子 地内

(4) 工期 議会の議決の日の翌日から令和9年2月27日限り

(5) 工事概要等 火葬場（木造、RC造、一部鉄骨造2階建）N=1棟

敷地面積 A = 3,215.280m²

建築面積 A = 800.458m²

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

松崎町又は西伊豆町における建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

«参加の条件»

(1) 入札参加形態は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、その構成員は2者又は3者とする。

(2) 共同企業体の代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、建築一式工事において特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者は、静岡県伊豆地区（※1）に主たる営業所（本店・本社をいう。）を有し、名簿に建築一式工事が登録されている者であり、建築一式工事において静岡県経営規模等評価ランクAを取得していること。

- (※1) 沼津市、三島市、函南町、熱海市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
- (4) 共同企業体の代表者となる構成員は、平成17年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した1億円以上の公共施設（建築一式工事）で本工事と同規模以上の工事実績を有すること。また、同種工事の実績を確認できる以下の書類を添付すること。
- ① 同種工事の施工実績調書（様式第2号）
 - ② 施工実績調書に記載した工事の契約書又は工事カルテ（CORINS）（以下「CORINS」という。）の写し等
- (5) 本工事に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置しえること。また、専任を要する工事の場合、工事を着手する予定の日から起算して7日前（土日及び祝日を含む。）から専任で配置できること。
- (6) その他の構成員は、名簿に建築一式工事若しくは土木一式工事が登録されており、1者以上は松崎町又は西伊豆町内に主たる営業所を有する者であること。
- (7) 建物の引渡時期は、令和9年2月27日までに引き渡すこと。
- (8) 共通事項2-1に記載した条件を満たしていること。

《その他》

管工事、電気工事、建具工事などにおいては、松崎町又は西伊豆町内に主たる営業所を有する業者を下請業者として取扱うなど配慮すること。

1-6 入札日程

- (1) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、入札参加資格確認資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出
- | | |
|------|--|
| 受付期間 | 公告の日の翌日から令和8年2月6日（金）まで (土日及び祝日を除く。) |
| 受付時間 | 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで |
| 提出書類 | 共通事項2-2(4)のとおり |
| 提出部数 | 各2部 |
| 提出場所 | 1-3の入札に関する事務を担当する機関へ持参 |
- (2) 入札参加資格の確認通知
- 令和8年2月12日（木）までにメール又はファックスにより通知。後日、書面により原本を郵送する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者の説明請求期限
- | | |
|------|--|
| 受付期間 | 通知日の翌日から令和8年2月17日（火）まで (土日及び祝日を除く。) |
| 受付時間 | 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで |
| 提出場所 | 1-3の入札に関する事務を担当する機関へ持参 |
- (4) 前号に対する回答期限
- | | |
|------|----------------------------|
| 回答期限 | 令和8年2月24日（火）まで（土日及び祝日を除く。） |
| 回答方法 | 書面による回答。 |
- (5) 設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付
- | | |
|------|--|
| 交付期間 | 令和8年1月26日（月）（図面の販売をしない場合）から 令和8年2月6日（金）まで（土日及び祝日を除く。） |
| 交付時間 | 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで |
| 交付場所 | 1-3の入札に関する事務を担当する機関 |
| 交付内容 | C D - R O M（金抜き設計書・特記仕様書・図面）の貸出 |

その他 1-5の資格要件を満たさない者には交付しない。

(6) 設計図書等の縦覧期間

縦覧期間 前号の設計図書等の交付期間と同じ。

縦覧時間 前号の設計図書等の交付時間と同じ。

縦覧場所 1-3の入札に関する事務を担当する機関

(7) 設計図書等に対する質問受付期間

受付期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月18日（水）まで
(土日及び祝日を除く。)

受付時間 持参の場合 午前9時から正午及び午後1時から午後4時
まで

メールの場合 令和8年2月18日（水）午後4時まで

提出場所 1-3の入札に関する事務を担当する機関へ提出

※メールで設計図書等に対する質問を提出する場合、件名は
「(共同企業体名)西豆新斎場建設工事質問書」とすること。

E-mail : kankyou@town.nishiizu.lg.jp

(8) 前号に対する回答期限

令和8年2月24日（火）までに入札参加資格が認められた者に対し、メール又はファックスにより回答する。

(9) 質問事項回答の縦覧

縦覧期間 令和8年2月18日（水）から令和8年2月26日（木）まで

縦覧時間 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

縦覧場所 1-3の入札に関する事務を担当する機関

(10) 入札書等受付期間、入札書等の提出

入札日時 令和8年2月27日（金）

※入札時間は未定のため、追って連絡します。

午前11時から午前11時45分の間で調整中。

入札会場 松崎町環境改善センター大会議室

(11) 開札日時 入札書提出後、即時

1-7 その他

- (1) 最低制限価格の設定 松崎町建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領第3条による
- (2) 前 払 金 松崎町建設工事執行規則第47条による
- (3) 部 分 払 松崎町建設工事執行規則第50条による
- (4) 契 約 書 の 作 成 松崎町建設工事執行規則第11条による
- (5) 工 程 表 の 提 出 要
- (6) 工事工程月報の提出 要
- (7) 現場代理人及び技術者の氏名の通知 書面
- (8) 火災保険付加の要否 要
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (10) その他 管工事、電気工事、建具工事などにおいては、松崎町又は西伊豆町内に主たる営業所を有する業者を下請業者として取扱うなど配慮すること。

(入札前審査型・共通事項)

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

松崎町又は西伊豆町における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 次の各細号に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (4) 申請書及び資料等の提出期限の日から落札決定までの期間に、松崎町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成9年松崎町要綱第9号)又は西伊豆町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年西伊豆町要綱第93号)(以下「町要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認基準日は、申請書及び資料等の提出日とし、その結果を通知する。
- (2) 期限までに申請書及び資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 申請書及び資料等の提出は、紙媒体による持参とする。
- (4) この入札の参加希望者は、以下の申請書及び資料等を作成のうえ、提出期限までに1-3の入札に関する事務を担当する機関へ提出すること。
 - ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ② 同種工事の施工実績調書(様式第2号)
 - ③ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書又はCORINSの写し等(様式第2号確認資料)
※当該工事の概要が記された設計図書等の写しが必要な場合は添付すること。
 - ④ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書(様式第3号)
 - ⑤ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するもの及び工事経験を確認するものとして、次の書類を添付すること(様式第3号確認資料)。
 - (ア) 法令による免許については、免許を証する書面の写し
 - (イ) 配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類(建設業許可申請様式八号(1)又は(2))の写し
 - (ウ) 当該技術者との雇用関係を証する書面(健康保険被保険者資格確認証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの)の写し
 - (エ) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

- (オ) 同種工事の施工実績を確認できる契約書又はCORINSの写し等。ただし、様式第2号に記載した工事が施工経験の場合は省略することができる。
- ⑥ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）
- ⑦ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が開札日より1年7ヶ月以内のもの）の写し
- ⑧ 共同企業体協定書の写し
- (5) 申請書並びに資料等の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された申請書及び資料等は返却しない。
- (9) 提出された申請書及び資料等は公表しない。
- (10) 申請書及び資料等に用いる言語は日本語とする。

2-3 配置予定技術者等の資格・施工経験の確認

- (1) 様式第3号に1-5(5)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載すること。この場合、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。
- 専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、工事に着手する予定の日から起算して7日前（土日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は、完成検査終了日とし、修補等がなく現場における検査が終了することを条件とする。
- (2) 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前にあっては入札保証金に相当する額を、契約後にあっては契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、西豆広域行政組合は一切の損害賠償の責を負わない。）。
- (3) 他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、町要綱に基づく指名停止を行う場合がある。

2-4 設計図書等について

- (1) 設計図書等の交付方法は、1-6(5)のとおりとする。
- (2) 設計図書等に対する質問方法は、1-3の入札に関する事務を担当する機関に書面による持参又はメール（様式任意）による。
- (3) メールにより質問を提出する場合、件名は「（共同企業体名）西豆新斎場建設工事質問書」とすること。
- (4) 質問に対する回答は、入札参加資格が認められた者に対し、メール又はファックスにより回答する。

2-5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者の説明請求方法は、1-3の入札に関する事務を担当する機関に書面（様式任意）による持参とする。
- (3) 入札執行者の回答方法は、1-3の入札に関する事務を担当する機関で書面（様式任意）により回答する。

2-6 入札執行の場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年2月27日（金）

※入札時間は未定のため、追って連絡します。

午前11時から午前11時45分の間で調整中。

- (2) 入札会場 松崎町環境改善センター大会議室

住所：静岡県賀茂郡松崎町宮内301番地の1

- (3) 入札の方法 書面持参による。

なお、入札執行の場所には、入札参加資格確認通知書を所持し、入札会場内にて以下の書類を提出すること。

- ・入札書
- ・見積内訳書（入札書と同時に提出すること）
- ・（代理人の場合）委任状

（4）その他の注意事項

- ① 郵送による入札は認めない。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札時に入札書及び見積内訳書を同時に提出すること。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-7 見積内訳書

第1回の入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書の提出を求める。

- (1) 提出方法は、入札書の提出方法に準じ、入札書と同時に提出する。

- (2) 様式は、【別紙】見積内訳書による。

- (3) 見積内訳書は、入札書の添付書類とするため、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-8 開札等

- (1) 開札は、入札会場において、入札事務に關係のない町職員を立会わせて行うか、入札者又はその代理人を立会わせて行う。

- (2) 本公告で示した入札に参加する者に必要な資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び現場説明（現場説明を行う場合）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札並びに本工事の見積内訳書に不備があるときは、本入札を無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの期間に町要綱に基づく指名停止を受けた場合、本入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2 - 9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 松崎町建設工事等競争契約入札心得第22条による

ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付す又は町を被保険者とする履行保証保険特約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書の作成 要

契約の締結に当たっては、契約書（議会の議決に付すべき契約の場合は、仮契約書）を作成しなければならない。なお、仮契約書の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和60年西豆衛生プラント組合条例第2号）の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(4) その他

① 松崎町建設工事等競争契約入札心得（平成9年松崎町規程1号）に基づき入札に参加すること。

② 入札参加者は、入札心得を熟読し遵守すること。

③ 落札者は、専任の配置技術者が必要な工事の場合は、様式第3号に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。

④ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑤ 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

⑥ 落札決定後に町要綱に基づく指名停止を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(ア) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が町要綱に基づく指名停止を受けたときは、当該落札決定を取消すことがある。

(イ) 議会の議決に付すべき契約においては、仮契約の締結前に町要綱に基づく指名停止を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から議会の議決前に町要綱に基づく指名停止を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

(ウ) (ア)又は(イ)により契約を締結しない取扱いとした場合については、西豆広域行政組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑦ その他詳細不明の点については、1-3の入札に関する事務を担当する機関へ連絡すること。